

制 定 令和6年8月1日

最近改正 令和8年7月1日

I C T技術を活用した高齢者等の見守り事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、I C T機器を居宅に設置することにより、高齢者や障がい者（以下「高齢者等」という）の見守り体制の強化を図ることにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるための支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) I C T機器

機器単独での通信機能（SIM内蔵等）を備え、最長24時間間隔で家具家電の使用状況やセンサー反応（動作センサーや輝度センサーを設置し、一定時間動作が検知できない場合や電灯が点いたままの場合に異常検知するもの等）等から自動で異常判定し、信号を送出することが可能である機器。および、上記の通信機能を整えるために追加で貸し出される通信アンテナ機器。

(2) 受信センター

I C T機器から送出された信号を24時間体制で受信して、状況を確認のうえ必要に応じて適切な処置を行うための場所をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、大阪市とする。ただし、市長は、この事業の利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）及び利用者負担額の決定に係る事務を除き、事業の適切な運営を確保できる者（以下「受託事業者」という）に委託して行わせることができる。

(対象者)

第4条 この事業の利用対象者は、本市が見守り付住宅として募集した市営住宅に入居する者とする。

(事業の実施)

第5条 市長は、利用者に対して次のサービスを提供する。なお、利用者は第9条で定める利用者負担額を負担する。

(1) 利用者にI C T機器を貸与すること

(2) 利用者が使用するI C T機器からの異常検知を受信した場合に、利用者及び第10条で定める通知先登録者へ連絡すること。

(3) 受信センターに通知先登録者から依頼があった場合には、消防局や受託事業者等に速やか

に出動、訪問要請を行うこと。

(利用の申込み)

第6条 利用対象者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、住宅1戸につきICT機器の貸与は1台とする。

(1) ICT技術を活用した高齢者等の見守り利用申込書兼通知先登録同意書(様式第1号)

ア 通知先登録者は、利用者1人につき原則として2名を確保するものとする。

イ 通知先登録者は、自らが利用者宅を訪問できない場合には受信センターに代行訪問を依頼することができる。

(2) 同意書(様式第2号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の規定により利用の申込みがあったときは、申請の内容を審査し、必要事項を調査のうえ、利用の可否を決定し、ICT技術を活用した高齢者等の見守り利用決定通知書(様式第3号)又はICT技術を活用した高齢者等の見守り利用却下通知書(様式第4号)により、申請者に対して通知する。

2 申請者は決定通知書に記載された内容を遵守しなければならない。

(機器の管理)

第8条 利用者は、善良な管理者の注意をもってICT機器を使用しなければならない。

2 利用者は、ICT機器の原状を変更若しくは転貸し、又はその他本事業の目的に反して使用してはならない。

3 利用者は、故意または過失によりICT機器を破損し、又は紛失したときは、直ちに市長にその旨を申し出たうえ、その購入にかかる費用の全部を上限として賠償しなければならない。

(利用者負担)

第9条 利用者は、この事業の利用に係る費用を負担することとする。ただし、利用者の申請時の状況が生活保護法に基づく被保護世帯又は生計中心者の前年所得税(1月～6月までの申請は前々年所得税)が課税されない世帯に属する場合は、市長がこの費用を負担することができる。

2 利用者負担額に変更があった場合はICT技術を活用した高齢者等の見守り利用決定通知書(様式第3号)で通知する。

3 前2項のほか利用者負担については別途定める。

(通知先登録者)

第10条 ICT技術を活用した高齢者等の見守り利用申込書兼通知先登録同意書(様式第1号)により当該利用者の通知先となることに同意した者(以下「通知先登録者」という)は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 利用者が使用する I C T 機器の異常検知により、受信センターから連絡があった場合は、利用者への電話や訪問等をおこない、利用者の安否を確認すること
 - (2) 前号の安否確認に基づき、必要に応じて関係機関等へ連絡すること
- 2 前項のほか通知先登録者については別途定める。

(使用状況の変更等)

第 11 条 利用者のうち利用申込みの内容に変更が生じた者は、I C T 技術を活用した高齢者等の見守り利用にかかる異動届（様式第 5 号）の提出をもって、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

2 市長は前項により異動届が提出されたときは、申請の内容を審査し、必要事項を調査のうえ、すでに発出した第 7 条に定める I C T 技術を活用した高齢者等の見守り利用決定通知書（様式第 3 号）の内容に変更がある場合には、同通知書により、再度利用者に対して通知する。

(利用の廃止)

第 12 条 本事業の利用を必要としなくなった者は、I C T 技術を活用した高齢者等の見守り利用にかかる異動届（様式第 5 号）の提出を行い、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

ただし、見守り付住宅入居中は本事業の利用の廃止はできない。

(実施の細目)

第 13 条 この要綱の実施について、必要な事項は専管する担当課長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

ICT技術を活用した高齢者等の見守り利用申込書
兼 通知先登録同意書

年 月 日

(あて先)
大 阪 市 長

次のとおり、利用を申し込みます。

区 分	高齢	障がい
-----	----	-----

単身向け住宅
世帯向け住宅

利用者 (申請者)	フリガナ氏名			生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日 (歳)	
	住所	(〒 -)				
	電話番号	固定			所得税	課税
		携帯				非課税
	メールアドレス					

同居人	氏 名	利用者との続柄	生年月日	電話番号	所得税
			・ ・		課税 ・ 非課税
			・ ・		課税 ・ 非課税
			・ ・		課税 ・ 非課税

利用者の通知先登録者として下記のとおり登録すること、及び本書に記載した事項について委託事業者へ情報提供することに同意します。

通知先登録者	登録者 1	フリガナ氏名			続柄		鍵の預かり	有 ・ 無
		住所	(〒 -)					
		電話番号	自宅 会社 携帯	□優先		自宅 会社 携帯	□優先	
		メールアドレス	自宅 会社 携帯			自宅 会社 携帯		
	登録者 2	フリガナ氏名			続柄		鍵の預かり	有 ・ 無
		住所	(〒 -)					
		電話番号	自宅 会社 携帯	□優先		自宅 会社 携帯	□優先	
		メールアドレス	自宅 会社 携帯			自宅 会社 携帯		

設置日程調整先	フリガナ氏名		続柄		電話番号	
---------	--------	--	----	--	------	--

【ご利用にあたっての誓約事項】	
1 本サービスは救命を目的としたサービスではないことを承諾します。 2 利用申込書に記載した事項について、委託事業者へ情報提供することに異議を申し立てません。 3 電波状況により追加アンテナ等の機器が必要になる場合には、その設置についても承諾します。 4 自己の過失により、ICT機器と上記3で設置した機器(以下ICT機器等という)をき損又は損失した場合、損害を賠償することを承諾します。 5 概ね3年程度でICT機器等の事業者が変わり、ICT機器や利用者負担額を含めて変更が見込まれることを承諾します。 6 利用者負担額が発生する場合には支払いを怠りません。また、支払いを怠ったことによる損害については賠償いたします。 7 1泊以上の旅行や入院等の居宅を離れる予定がある場合には出発までに受託事業者に連絡いたします。 またその予定が変更となった場合にも同様に受託事業者に連絡いたします。 8 必要に応じて、市営住宅の管理者である住宅管理センターと入居者情報の共有をされることに異議を申し立てません。 9 メールの受信拒否設定や迷惑メール設定を実施している場合には、メールを受信できないおそれがあることを承知しています。 10 利用申込書に記載した内容に変更があった際には速やかに届出いたします。 11 ICT機器等は十分注意して管理し、本事業以外の目的での使用、また貸し、担保に供すること等はいたしません。 12 ICT機器等を必要としなくなったときは、速やかに返還の申し出をおこないます。 13 (通知先登録者欄を記載できていない場合のみ) 引き続き通知先登録者を探し、速やかに届け出いたします。	
誓約日 年 月 日 氏 名	

オプション申込	☐ 有	☐ 無
---------	----------------------------	----------------------------

【本市記入欄】 世帯所得税課税状況 (課税 ・ 非課税)

同意書

I C T技術を活用した高齢者等の見守りの利用にかかる利用者負担の決定のために、世帯構成員全員の課税状況について、I C T機器が貸与されている間、課税台帳等の関係公簿を閲覧されることに同意します。

また、利用者負担の決定に必要な所得税額については、市民税情報より算出したものを適用することに同意します。

上記の内容については、次の世帯構成員全員の承諾を得ています。

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	備考
		明・大・昭・平・令 ・ ・	
		明・大・昭・平・令 ・ ・	
		明・大・昭・平・令 ・ ・	
		明・大・昭・平・令 ・ ・	
		明・大・昭・平・令 ・ ・	

年 月 日

大阪市長 様

住所

氏名

大阪市 区
様

大阪市長

I C T技術を活用した高齢者等の見守り利用決定通知書

先に利用申込のありました I C T技術を活用した高齢者等の見守りについて、次のとおり決定しましたので通知します。

記

利用者氏名
住所

利用者負担額

利用条件 利用申込時の誓約事項を守ること

【参考】利用申請時の誓約事項

- 1 本サービスは救命を目的としたサービスではないことを承諾します。
- 2 利用申込書に記載した事項について、受託事業者へ情報提供することに異議を申し立てません。
- 3 電波状況により追加アンテナ等の機器が必要になる場合には、その設置についても承諾します。
- 4 自己の過失により、I C T機器と上記3で設置した機器（以下 I C T 機器等という）をき損又は損失した場合、損害を賠償することを承諾します。
- 5 概ね3年程度でI C T機器等の事業者が変わり、I C T機器や利用者負担額を含めて変更が見込まれることを承諾します。
- 6 利用者負担額が発生する場合には支払いを怠りません。 また、支払いを怠ったことによる損害については賠償いたします。
- 7 1泊以上の旅行や入院等の居宅を離れる予定がある場合には出発までに受託事業者に連絡いたします。
またその予定が変更となった場合にも同様に受託事業者に連絡いたします。
- 8 必要に応じて、市営住宅の管理者である住宅管理センターと入居者情報の共有をされることに異議を申し立てません。
- 9 メールを受信拒否設定や迷惑メール設定を実施している場合には、メールを受信できないおそれがあることを承知しています。
- 10 利用申込書に記載した内容に変更があった際には速やかに届出いたします。
- 11 I C T 機器等は十分注意して管理し、本事業以外の目的での使用、また貸し、担保に供すること等はいたしません。
- 12 I C T 機器等を必要としなくなったときは、速やかに返還の申し出をおこないます。
- 13 （通知先登録者欄に記載できていない場合のみ）引き続き通知先登録者を探し、速やかに届け出いたします。

(様式第4号)
年 月 日

大阪市 区
様

大阪市長

I C T技術を活用した高齢者等の見守り利用却下通知書

先に申込のありましたI C T技術を活用した高齢者等の見守り利用について、審査の結果、次の理由により却下しましたのでご了承ください。

記

利用者氏名
住所

申請日
理由 利用条件に該当しないため

I C T 技術を活用した高齢者等の見守り利用にかかる異動届

年 月 日

大阪市長 様

届 出 人	住所	電話 ()
	氏名	(利用者との続柄)

次のとおり異動しましたので届け出ます。

記

利 用 者	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	区
事 由 発 生 年 月 日		令和 年 月 日
異 動 内 容	1. 区内で転居（転居先： 区 ）	
	2. 市内他区へ転居（転居元： 区 ）	
	3. 電話番号変更（新番号： — — ）	
	4. 連絡先登録者変更（※）	
	5. 貸与者変更（※） 新貸与者名： 続柄： 理由： （※） 生 年 月 日： 年 月 日 歳	
	6. 利用者負担額区分変更（※）（ 課税→非課税 ・ 非課税→課税 ）	
	7. 施設入所	
	8. 長期入院	
	9. 市外（ 市 ・ 区 ・ 町 ・ 村 ）へ転居	
	10. 利用者が死亡	
	11. その他 （ ）	

※ 異動内容が4、5は「I C T 技術を活用した高齢者等の見守り利用申込書兼通知先登録同意書（様式1）」に利用者氏名・生年月日・住所に加え、異動内容のみを記載の上、添付してください。

※ 異動内容が5、6は「同意書（様式第2号）」を添付してください。

【利用廃止の場合の機器返却】 有 ・ 無（後日事業者から回収の連絡があります）